

三芳町生垣設置奨励助成金

みどり豊かな景観形成や災害防止のため、新たに生垣造成をした費用の一部を補助いたします。

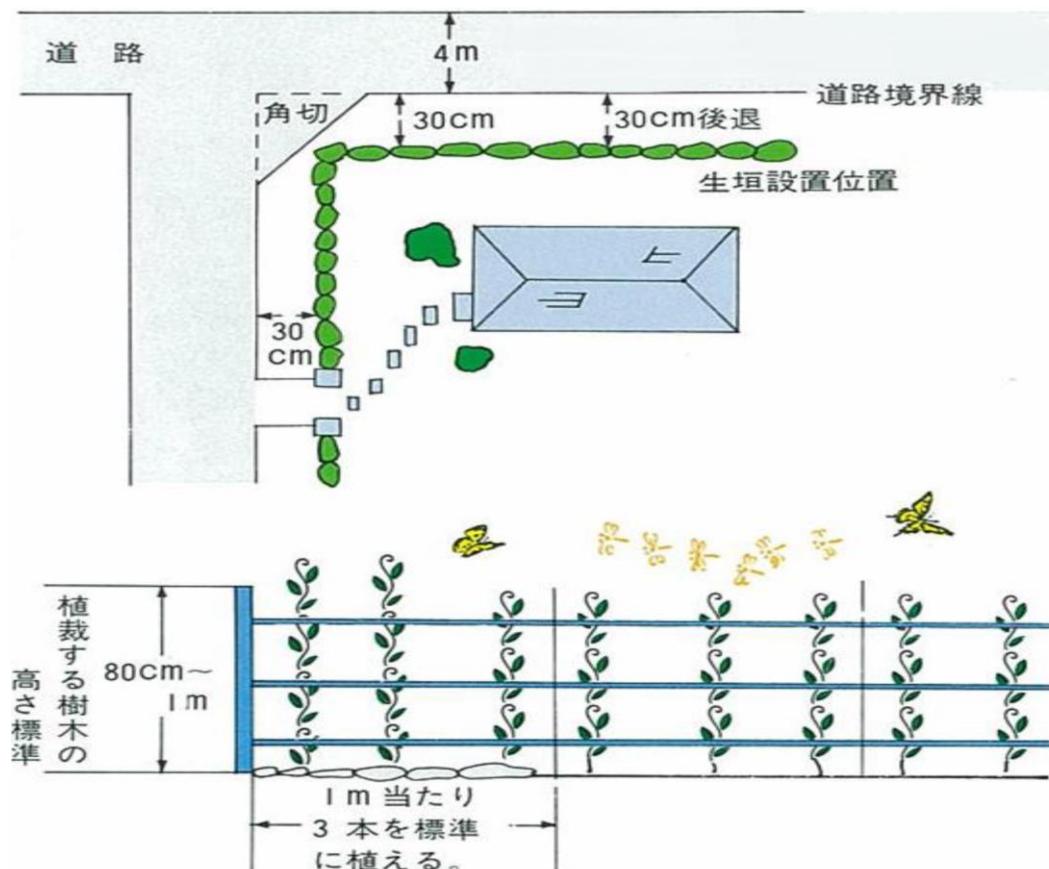
助成の対象者

三芳町に住所を有する方で次のいずれかに該当する方

- ・新たに生垣を造る方
- ・ブロック塀等を取り壊して生垣を造る方

助成対象となる生垣

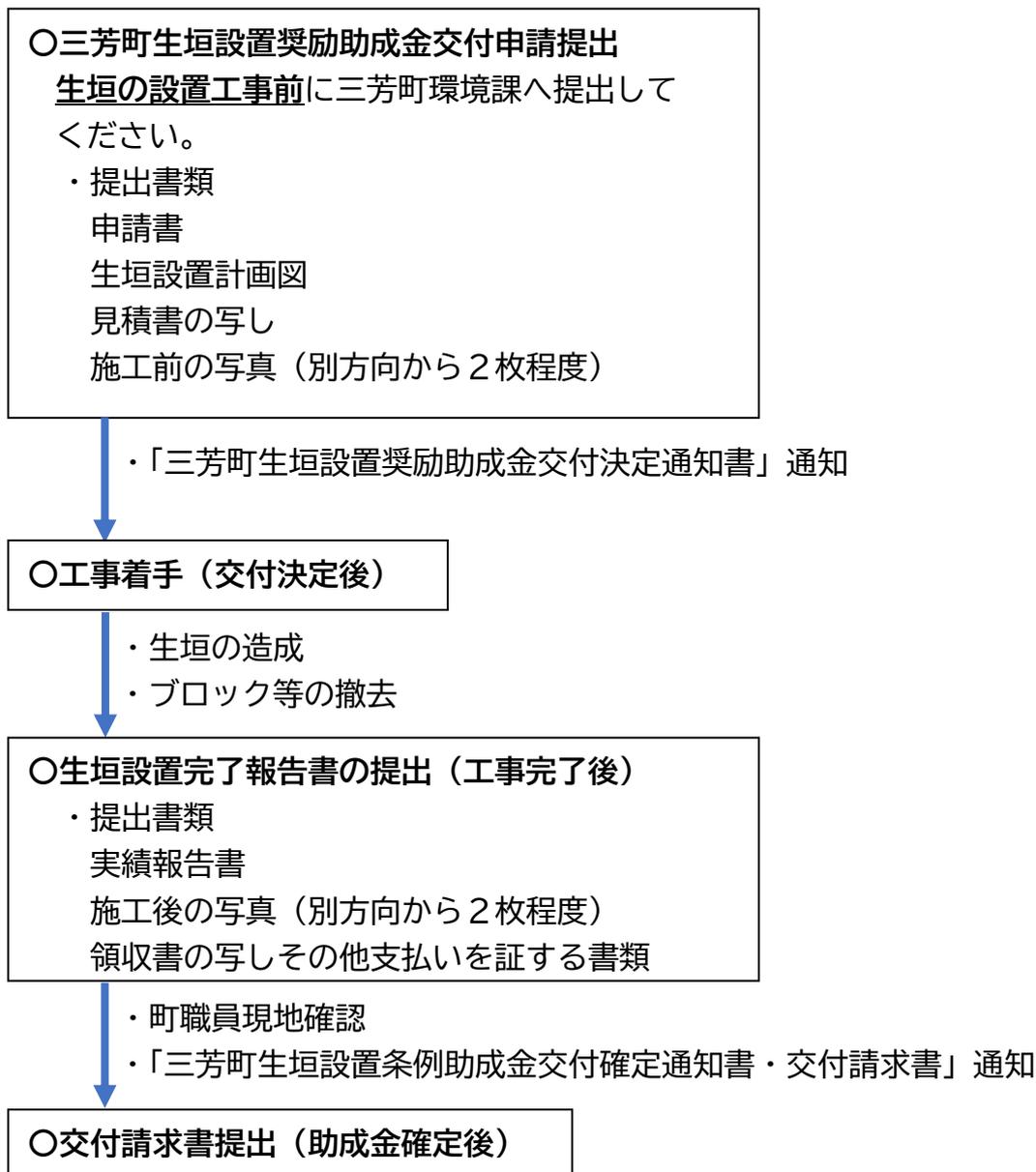
- ・住宅を目的とした建物の用地内に設置されるもので、幅員4 m以上の道路に面していること
- ・植樹する樹木の高さは80 cm以上で、本数は1 m当たり3本以上植樹すること
- ・生垣の総延長は2 m以上であること
- ・植樹する樹木の種類が生垣に適したもので、地面に直接植樹すること
- ・生垣は、道路境界線より30 cm後退した線の内側に植樹すること
- ・樹木を、四つ目垣又は、これに準ずるものにしゅろ縄等で結束すること
- ・生垣と道路の間にはブロック等を設ける場合は高さ40 cm以下、透視可能なフェンス等を設ける場合は、フェンス以上の高さの樹木を植樹すること
- ・植樹後は、生垣の保護と育成に努め、適正な管理を行うこと
- ・補助金は同敷地内で1回限りとなります。



助成金の額

新たに生垣を設置する場合	1m当たり3,000円（限度額5万円）
ブロック塀等を生垣に改造する場合	1m当たり5,000円（限度額5万円）

手続きの方法



※申請から請求書の提出までを
同一年度内で完了させてください。

お問い合わせ
三芳町役場環境課 自然環境担当
電話 049-258-0019（内線204）
Mail kankyo@town.saitama-miyoshi.lg.jp